

## 日露戦争財源としての相続税導入時の国会審議過程

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2017-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 良治 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00010000">https://doi.org/10.14945/00010000</a>

## 資料

# 日露戦争財源としての相続税導入時の 国会審議過程

櫻井良治

### はじめに 本研究の基本的な視点

〔本資料は文部科学省科学研究費に補助された調査研究の一環である〕

本研究は、平成24～27年の文部科学省科学研究費『日露戦争財源としての相続税成立史』に基づく。

当初の科研費取得時には平成24～26年の3年間の研究を予定したが、事情で27年までの延長申請を認められた。本研究に必要な基本的な資料収集の収集作業とまとめは、研究期間中にすでに終了している。残された課題は、研究成果の発表だけである。本資料発表は、その端緒となるものである。

「日露戦争と相続税」という研究課題は、筆者が大学院時代から温めてきた研究課題であり、平成24年度の科研費取得によって、現実的な研究課題となった。

### 〔研究開始の背景〕

近年、日本の資産課税の強化策の一環として、相続税強化の見直しが行われてきた。

相続税は明治末期の日露戦争財源として導入された。具体的には、当面の戦争財源を公債発行でまかない、戦後数十年かけて、相続税収入で公債を償還する政策であった。

相続税は法制化から100年余りを経て、その制定の記念事業も実施されてきた。他方、相続税の創設の意義が問われてきた。また、創設の経緯や諸外国の制度の学習と導入についても、学会では未解明の課題であった。これらの未解明の課題について、学術的な研究が求められていた。

### 〔研究の目的〕

本研究の目的は、日露戦争中に相続税が制定された経緯や背景を研究することである。

今後、相続税創設時の国民の受容をめぐる新聞等のメディアによる世論形成の研究を目指す。それを通じて、相続税を受容した日本の世論とその形成について、解明することを目的とする。

最終的には、以上の研究を通じて、今日の日本の資産課税の中心である相続税の課税方法を見直すための提言を目指す。

### 【研究の方法】

筆者は、国会図書館や国立公文書館に通って、相続税の課税に関する法整備等について、解明した。特に議会資料室に通って、職員の協力を得て、相続税制定時の帝国議会の衆議院と貴族院の専門委員会での審議過程の議論について研究した。

### 【研究成果】

筆者は、これまで学会で解明されなかった相続税制定時の国会審議過程の議会資料を収集し、その成立過程の議論を解明した。また、明治末期の旧大蔵省によるイギリス等の欧米先進国の相続税法案の検討結果について解明した。

### 【国会審議過程の研究からの暫定的な結論】

本研究の最大の関心事は、日本の相続税は強い反対なしに受け入れられたのかという点である。日露戦争経費の確保が緊急に必要であっても、当時の基幹税目の導入が容易に為されたのかという点である。この点については、それほど大きな反対なしに受け入れられたという印象を持つ。従来の家族制度を重んじる貴族院の側から法案に対する修正要望があったが、導入に反対はなかった。

反対が少なかった理由の一つは、我国にも相続税導入の時期が熟してきたからであろう。明治期の近代化による所得上昇に応じた財産の蓄積を踏まえて、課税客体が増大したからである。イギリス等の欧米諸国の事例に学んで、この所有財産に対する課税を強化したことは、社会経済の発展に応じて、自然な流れだったと思われる。

## 第1章 科研費で収集した資料を箇条書きで掲載

### 第1節 今回の科研費研究で収集した資料

※ 紙幅の関係上、内容の詳細の解説は控える。

#### 1. 日露戦争期の相続税の創設経緯（今回の研究以前に収集した発表済資料を含む）

- 税務大学校税務情報センター・租税史料室 租税史料叢書第7巻『相続税関係史料集～導入から昭和21年度まで～』—明治37年～昭和21年 相続税法案の変遷，平成26年3月発行。

※ 相続税の導入について、説明している。相続税成立期からの各種法令の変遷が詳しく掲載されている。

- 明治37年11月「相続税法閣議提案」
- 明治37年12月「相続税法の公布」
- 明治38年1月「相続税に関する大蔵大臣訓示」
- 明治38年3月「相続税法問答」
- 明治38年3月「相続税法施行規則」
- 以下、大正期、昭和期の相続税まで続く。

（終戦直後の昭和21年9月の「相続税法施行規則の改正」が最後）

- 大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第六巻，出版社：大日本帝国議会誌刊行会，1928年。

相続税法附則「本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」

※ 相続税成立期の帝国議会の審議過程が詳しい。

- 太陽臨時増刊 明治史第二編『財政史』

鳥谷部銃太郎編 明治38年／東京博文館 4冊合本。

※ 特集号で、相続税成立期の政府財政の状態について、詳しく記述している。

- 内閣官報局編『明治年間 法令全書』明治38年—2 詔勅，法律，予算，契約，勅令

※ 明治年間，特に38年の相続税制定時の法令に詳しい。

- 『帝国議会 貴族院 議事速記録21』第21議会 明治37年，東京大学出版会

※ 日露戦争期の貴族院での相続税法案の審議の経緯が記載されている。

- 大蔵省『明治38年戦時財政始末報告』「明治42（1909）年3月」
  - ※ 「相続税法ノ制定」の項目では、「相続税計算表」が掲載されている。家督相続、遺産相続に分けて、それぞれの人員、財産価格、収入額が示されている。「相続税法の用要綱」を掲載して、課税の詳細が示されている。
  
- 能勢貞治「日露戦争時の非常特別税—外人納税拒絶問題の回顧—」，大蔵財務協会『財政—事変と増税号—』（第73議会 増税関係 新旧対照 法案全文），昭和13（1938）年3月号。
  - ※ 日英条約に照らして、「外人納税拒否問題」について解明する。
  
- 広中敏雄星野英一編『民法典の百年IV—個別的観察（3）親族編・相続編』有斐閣，1998年10月。
  - ※ 相続税成立期からの民法典の100年の歴史的変遷を記述している。

## 2. 日露戦争期の税制，財政の状態（今回の研究以前に収集した発表済資料を含む）

### 〔主として税制〕

- 大蔵省財政史室『大蔵省史—明治・大正・昭和—』第1巻（第1期～第4期）大蔵財務協会出版，1998年10月。
  - ※ 「日露戦争と大蔵省」の大見出しの項目で、「非常時特別税」の性格について説明している。非常時特別税という大增税の国会貴族院等での審議過程における議論の推移についても解説している。  
「内国債の募集と国内金融政策」の項目では，国内での戦費調達の際緯について説明している。「外国債の募集と正貨維持」の項目では，外国債の発行努力と為替相場の維持について語られている。
  
- 大川一司，篠原三代平，梅村又次編『財政支出』長期財政統計：推計と分析7，東洋経済新報社，1966年9月。
  - ※ 大見出し「軍事的支出の推移」の中の中見出し「軍事費と財政支出の長期分析」の中で，長期的な軍事費増大傾向について，図解している。とくに，日露戦争～第1時世界大戦に至る間の軍事費増加による財政支出の増大について詳述している。
  
- 藤田武夫『近代租税制度』日本資本主義研究講座 12，河出書房，昭和23（1948）年2月
  - ※ 見出しには，「日清戦争後の租税の新税増徴」，「日露戦争中の増税と戦後の税制整理」等

について、学術的かつ詳細に記述されている。

- 阿部勇『日本財政論 租税』改造社版，昭和8（1933）年12月
  - ※ 「戦勝は財政に何をもたらしたか」の見出し項目で、「日露戦争中の増税」について詳述している。「日露戦役戦費予算」及び「日露戦役戦費支弁財源予算」の表を提示して、それらについて詳述している。
  
- 井出文雄著『近代日本税制史—明治維新より昭和34年まで—』創造社，1961年1月。
  - ※ 反戦平和思想の視点から，軍備拡充のための増税に反対している。
  
- 今里勝雄著『軍備と税金の歴史』新紀元社，1954年。
  - ※ 反戦平和思想の視点から，軍備拡充のための増税に反対している。
  
- 成瀬満春「相続税の創設」所収：大阪学院大学『商学論集』（大阪学院大学商学論叢改題）第13巻第2号，大阪学院大学商学会，1987年。（国会図書館所蔵）
  - ※ 相続税の歴史をギリシャ，ローマ時代に紐解き，我国相続税の創設について詳細に論じている。「日露戦役戦費予算」及び「日露戦役戦費支弁財源予算」を踏まえて，相続税の成立について論じている。

### 3. 日露戦争中と戦後の財政状態の研究

〔主として財政〕

- 大蔵省財政金融研究所財政史室編『大蔵省史—明治・大正・昭和—』第1巻 財団法人大蔵財務協会，1998年10月。
  - ※ 明治・大正・昭和にかけての国家財政の状態について，詳述している。
  
- 鈴木武雄著『日本現代史大系—財政史—』東洋経済新報社，1962年。
  - ※ 財政学者として，明治期の国家財政，税制の状態について，詳述している。
  
- 大内兵衛著『大内兵衛著作集』第二巻，岩波書店，1974年。
  - ※ 財政学者として，明治期の国家財政，税制の状態について，詳述している。
  
- 高橋誠著『明治財政史研究』青木書店，1964年。

※ 財政学者として、明治期の国家財政、税制の状態について詳述している。

〔日露戦争後の財政整理〕

• 大蔵省編纂『明治大正財政史 第7巻』発行元 東京 財政経済学会，編纂時期：昭和2（1927）～15（1940）年。

※ 日露戦後の財政整理について、「第一次租税整理」と「第二次租税整理」について解説している。

• 東洋経済新報社編纂『明治財政史綱』東洋経済新報社，明治44（1911）年5月。

※ 日露戦時の増税計画と公債計画について、説明している。また、「日露戦役財政始末」として、戦後の財政運営について説明している。

• 早稲田大学教授 田中穂積『税制製理論』隆文館，明治43（1910）年2月。

※ 日露戦争時に導入した非常時特別税について戦後の整理を論じる。相続税については、恒久税としての存続を語る。欧米各国の相続税を紹介して、現行相続税法の整理を提唱している。

4. 日露戦争戦費調達のための外交交渉と外債募集

• 板谷敏彦『日露戦争，資金調達の戦い—高橋是清と欧米バンカー達』新潮選書，新潮社，2012年2月。

※ 高橋是清による外債募集の苦勞の詳細は、この大著に網羅されている。

• 下重直樹「日露戦後財政と外債問題—外務省記録の分析を中心として—」所収：『近代資料研究 第4号』出版地：つくば：日本近代史研究会，2004年。

※ 見出しを見ると，“外務省記録における「外債文書」の位置”，“日露戦時外債と財政委員の派遣”，“臨時国債整理局と若槻禮次郎の派遣”等について分析している。

• 田浦雅徳『日露戦争—戦場外の戦い—高橋是清と戦費調達』皇學館大学講演叢書第116輯 皇學館大学文学部，2006年3月。

※ 高橋是清による戦費調達の苦勞の詳細について記述されている。

• 塩崎智『日露戦争 もう一つの戦い—アメリカ世論を動かした5人の英語名人』祥伝社新書，

祥伝社，2006年6月。

※ アメリカに向いて英語で演説して，知己を頼ってユダヤ人から戦争資金を調達した賢人の努力談。

- 田畑則重『日露戦争に投資した男—ユダヤ人銀行家の日記—』新潮選書，新潮社，2005年11月。

※ ユダヤ人銀行家による対日支援の複雑な背景を論じる。ウォール街を代表する投資銀行家が，日露戦費の約4割をなぜ負担したのかについて論じている。

- 小野圭司『戦費調達を巡る攻防—金融市場での奮闘と勝利—』特集Ⅱ 日露戦争の知られざる諸相，Z8-B177 雑誌 Eurasian Studies No.49，ユーラシア研究所編，東洋書店，2013年11月。

※ 日露戦費の国際市場での資金調達と投資家の反応について説明する。戦費調達のための国債発行額について，「内債」と「英貨公債」に区分して，発行年月を示している。

- 井上琢智『添田寿一と日清・日露戦争—Economic Journal宛公開書簡等に見る外債募集と黄禍論』雑誌—T842（甲南会計研究 No.9）甲南大学大学院 社会科学研究科 会計専門職専攻，2015年3月。

※ 日露戦争の戦費調達のための軍事公債の外債募集について語っている。刊行間もないEconomic Journalを舞台に添田寿一が果たした役割を論じる。

## 5. 日露開戦とその起源に関する総合的概説書

- 半藤一利『日露戦争史 1～3巻』平凡社，2014年1月。

※ 第1巻 日英同盟の締結と対露戦略から日露開戦を紐解く。

第2巻 旅順要塞攻撃を中心に，旅順陥落までの陸戦を省みる。

第3巻 日本海海戦からポーツマス条約による終結，日比谷暴動について論じる。

- 和田春樹『日露戦争 起源と開戦（上）（下）』岩波書店，2009年12月。

※ 日露戦争はなぜ起こったか，近代初期の日露関係から紐解く。帝国主義時代の韓国支配をめぐる対露関係を解く。義和団事件めぐるロシアと清国の対立から解明する。

- 小森陽一，成田龍一編著『日露戦争ケーススタディー』紀伊國屋書店，2004年2月。



※ 共著者の各自の専門的視点から、様々な視点で日露戦争を語る。

• 渡辺利夫『アジアを救った近代日本史講義』PHP選書，PHP研究所発行，2013年12月。

※ アジアの発展を通じて、拓殖大学の歴史を語る。日露戦争がアジアの国家意識を情勢して、各国の独立機運を高めたことを主張する。

• 加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』勁草書房，2005年6月。

※ 戦争に向かう政治と軍の論理を描く。門戸開放論による開戦の論理を論じる。反戦思想と徴兵拒否思想の系譜についても論じる。

## 6. 世界史の視点から俯瞰した日露戦争論

• 山田朗『世界史の中の日露戦争』吉川弘文館，2009年3月。

※ 帝国主義の世界史の中で、日露開戦の理由を説明している。

• 読売新聞取材班『検証 日露戦争』中公新書，中央公論新社刊，2005年10月。

※ 世界大戦の序章として、日露戦争を説明する。日露戦争がアジア独立の気運を高めたことを説明する。

• 横手慎二『日露戦争史—20世紀最初の大国間戦争』中公新書，中央公論新社刊，2005年4月。

※ 世界史的な視点に立って、世紀の転換と地理学の視点から日露戦争を説明する、総合的な戦争論。

• 大江志乃夫『世界史としての日露戦争』立風書店，2001年10月。

※ 韓国、台湾等のアジア情勢の変化から日露戦争の経緯を説明する。開戦から講和までの流れを概説する。

• 山室信一『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』岩波新書，赤版，2005年7月。

※ ロシア脅威論と関係づけて、明治末期の国際関係から日露戦争を説明する。

• 吉本貞昭『世界史から見た日清・日露大戦争—侵略の世界史を変えた日清・日露戦争の真実』ハート出版，2005年4月。

※ 世界を支配した西欧列強に対抗して勃興した大日本帝国の誕生を描く。

- 平間洋一『日露戦争が変えた世界史—「サムライ」日本の一世紀—』芙蓉書房出版，2005年1月。

- ※ 帝国主義時代における日露戦争をバネとして，日本の勃興を説明する。第二次世界大戦に至るまでの日本の戦争の歴史を論じる。

- 崔文衡／朴苴熙『日露戦争の世界史』藤原書店，2004年5月。

- ※ 朝鮮半島，満州をめぐるロシアと日本の対立から日露戦争を紐解く。アメリカ，イギリスの対日支援が日本の国力を補強した点を描く。

## 7. 新しい視点からの日露戦争論

- 日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社，2005年6月。

- ※ 執筆者各人の専門的視点から，日露戦争を総合的に語る。目次を見ると，「日露開戦への道程」，「戦争をめぐる経済と社会」，「日露戦争とアジアの国々」，「日露戦争後」等の見出しが並ぶ。

- 加来耕三『新説日露戦争』出版芸術社，2005年9月。

- ※ 知られざる開戦事情と増税及び反戦運動について，説明している。

- 松村劭<sup>つとむ</sup>『教科書が教えない日露戦争』文春ネスコ，2004年9月。

- ※ 日露開戦に至る経緯について，清国等のアジア情勢を踏まえて論じる。

- 福井雄三『「坂の上の雲」に隠された歴史の真実—明治と昭和の虚像と実像』主婦の友社，2007年12月。

- ※ 日露戦争等の歴史上の画期から司馬遼太郎の歴史観を問う。同時に日本人の精神構造や国家像を検証する。

- 中塚明『司馬遼太郎の歴史観—その「朝鮮観」と「明治栄光論」を問う—』高文研，2009年8月。

- ※ 日露戦争後の朝鮮半島の植民地化を通して，司馬遼太郎の歴史観を問う。古代と近代の朝鮮半島を均等に見ることで，客観的な朝鮮観の形成を目指す。

- 簗原俊洋『「戦争」で読む日米関係100年—日露戦争から対テロ戦争まで—』朝日新聞出版，

2012年6月.

※ 日露戦争の講和会議がアメリカのポーツマスで開かれた経緯から始めて、その後の世界大戦やテロ戦争等を通じて、アメリカとの関係を描く.

• 黒羽茂『日露戦争と明石工作』南窓社、1976年10月.

※ 明石元二郎大将遺稿『落下流水』に基づいて、日露戦争諜報史上で重大な影響を与えた明石工作の役割について論じる.

#### 8. 日露戦争の裏面—第三国の知識人、参戦者や家族等の視点—

• 井伊春樹『ゴードン・スミスの見た明治の日本—日露戦争と大和魂』角川選書、角川学芸出版、2007年8月.

※ 日露戦争当時に大英博物館の標本採集員として来日したイギリス人の視点から、日露戦争を描く. 秩序正しい庶民の生活を説明している.

• I・I・ロストーノフ著、大江志乃夫監修、及川朝雄翻訳『ソ連から見た日露戦争』原書房、2009年11月.

※ ロシアの極東への進出を踏まえて、軍国主義日本が戦争を仕掛けた事情を説明する.

• ウッドハウス暎子『日露戦争を演出した男 モリソン (上) (下)』新潮文庫、新潮社、2004年11月.

※ 1897年春、オーストラリア人ジャーナリストのG・E・モリソンは、ロンドンタイムス特派員として北京に着任した. イギリスの在清利権をロシアが侵そうとしていることに気づいた彼は、日本に対露決戦を焚き付けるべく情報戦を仕掛けた.

• 大濱徹也『庶民のみた日清・日露戦争—帝国への歩み—』刀水書房、2003年5月.

※ 日本全体をみて、庶民が「臥薪嘗胆」を受け入れて「愛国」のみちに進んだ経緯を描く.

• いちようコンソーシアム企画 横山篤夫、西川寿勝編著『兵士たちがみた日露戦争—従軍日記の新資料が語る坂の上の雲』雄山閣、2012年11月.

※ 2011年10月1日に大阪市立中央図書館で開催された「大阪の兵士が語る坂の上の雲—日露戦争従軍日記—」の講演をもとに編集された. 従軍日記に基づいて、「旅順要塞攻略戦—後備歩兵第9連帯の壊滅—」を語る. 「与謝野晶子の弟は旅順で戦ったのか」という興

味深い項目もある。

- 又吉盛清『日露戦争百年 沖縄人と中国の戦場』同時代社，2005年6月。  
※ 日露戦争が、沖縄人と中国人の犠牲の下に遂行されたことを描く。

## 9. メディア，新聞報道，報道写真集と風刺画

[メディア，新聞報道]

- 明治編年史編纂会『新聞集成 明治編年史』財政経済学会蔵版（昭和10年4月現在）  
※ 日露戦争期の新聞記事タイトルの目録が記されている。
- 「萬朝報 47 明治37年4月～6月」日本図書センター（国会図書館蔵書）  
※ 明治末期の世論を形成した大衆新聞誌なので、世論の動向の一端が分かる。
- 奥武則『露探 日露戦争期のメディアと国民意識』中央公論新社，2007年8月。  
※ ロシアの工作員狩りの恐怖を描く。日露戦争当時、敵国ロシアの工作員＝「露探」とレッテルを貼られた人々がいた。ひとたび「露探」と名指しされると疑いを晴らすことは難しく、議員辞職に追い込まれたりスパイ容疑で逮捕されたり、場合によっては殺害されたことすらある。この事実を描く。
- 片山慶隆『日露戦争と新聞―「世界の中の日本」をどう論じたか』講談社新書メチエ，2009年11月。  
※ 日英同盟への期待と危惧，開戦論への道等を踏まえた日露戦争勃発から、日露戦後の韓国の保護国化等を描く。
- 松村正義『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』成文社，2010年12月。  
※ 西欧などにある日本の在外公館による“外国新聞操縦”を通した対外工作について描く。
- 竹山恭二『報道電報検閲秘史―丸亀郵便局の日露戦争』朝日選書，朝日新聞社，2004年12月。  
※ 日露戦争中、四国の軍事都市であった丸亀郵便局には、連日新聞記者が駆け込んでいた。しかし、送った戦闘情報は本社には届かなかった。過酷な陸戦を忌避する兵士の肉声が届かなかった。日露戦争中に郵便局で行われていた電報検閲では、何が削られ何が残されたのか。その詳細なしくみを新史料から明らかにする。

〔写真記録〕

- 日本近代史研究会編『写真記録 日露戦争の時代』, 2010年3月.
  - ※ 明治37(1904)年～大正3(1914)年までの日露戦争と戦後処理について, 写真を通して描く. 韓国併合, 護憲擁護運動等を記録する.
  
- 「コリアーズ」編集, 小谷まさ代翻訳『米国特派員が撮った日露戦争』草思社, 2005年4月.
  - ※ 写真が語る日露戦争史である. アメリカのニュース週刊誌『コリアーズ』(COLLIER'S, THE NATIONAL WEEKLY)が派遣した従軍記者とカメラマンの手によって収集されたものである.

〔風刺画〕

- 石和静, 金容権『風刺画にみる日露戦争』彩流社, 2010年6月.
  - ※ 風刺画のキャラクターを通して, ロシアの内憂外患, 戦艦ポチョムキンの反乱, 日露戦争と戦後処理, 戦争の結果と国際関係等を描く.

10. ポーツマス条約締結による終戦処理

- 前坂俊之『明治37年のインテリジェンス外交—戦争をいかに終わらせるか』祥伝社新書, 祥伝社, 2010年4月.
  - ※ 現在の日本の外交ベタと対比して, 日露戦争講和外交の手腕を評価する. アメリカとの良好な関係を築いた外交手腕が有利な戦況と終戦処理をもたらしたことを記述している.
  
- ピーター・E・ランドル『ポーツマス会議の人々—小さな町から見た講和会議—』〔訳者〕倉俣・トーマス・旭(くらまた・とーます・あきら), 佐久間徹(さくま・とおる)原書房, 2002年10月.
  - ※ 日露講和会議開催地の小都市ポーツマスの視点から, 講和会議の準備や交渉内容, 会議の遺産を論じる.
  
- 東京新聞編集委員 清水美和『「驕る日本」と闘った男—日露講和条約の裏舞台と朝河貫一—』講談社, 2005年9月.
  - ※ 日露講和条約の草案作りの裏舞台を描くことで, 困難な交渉の経緯を解明する.
  
- 矢吹晋著・翻訳『ポーツマスから消された男—朝河貫一の日露戦争論』東信堂, 2002年2月.

※ ポーツマス講和会議締結に尽力した朝河貫一の国際関係論の論理を描く。

## 11. 戦後処理の失敗と焼き討ち事件

- 西島雄造『日比谷松本楼の100年—日比谷公園と共に—』発行者：日比谷松本楼（東京都千代田区日比谷公園内），2003年9月。

※ 松本楼の立地する日比谷公園の暴動を描く。明治38（1905）年に日露戦争講和のためのポーツマス条約が締結された。しかし、多くの犠牲者や膨大な戦費（対外債務も含む）を支出したにも関わらず、直接的な賠償金が得られなかった。

そのため、国内世論の非難が高まった。暴徒と化した民衆によって内務大臣官邸、御用新聞と目されていた国民新聞社、交番などが焼き討ちされる事件が起こった。日比谷公園で集会が開かれ、群衆が停車中の電車十輛余りを焼き払った。そのため、同事件では戒厳令（緊急勅令）も敷かれた。

- 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼討ち事件の研究（思想研究資料特輯 第50号）』社会問題資料叢書 第1輯 第31回配本，東洋文化社，1974年7月。

※ 日比谷焼討ち事件発生の原因となる政治情勢について論じる。社会主義運動の動向を踏まえ、講和条約後の国民大会開催の経緯を示す。市内騒擾の顛末と裁判の判決等について、当時の法律条文を掲げて、詳細に論じる。

- 黒岩比佐子『日露戦争 勝利のあとの誤算』文春新書，文藝春秋，2005年10月。

※ 東京朝日新聞が、「賠償金ゼロ」という事態に対し、桂太郎宰相の責任を追及する苛烈な論陣をたった。この情勢は、ついに日比谷焼討ち事件に発展した。東京は初の戒厳令下におかれ、東京朝日新聞は発行停止処分を受けた。

- 藤野裕子『都市と暴動の民衆史—東京・1905—1923年—』有志舎，2015年10月。

※ 日比谷焼討ち事件の発生と展開について、詳細に記述されている。

## 12. ロシア人捕虜の待遇とその評価から戦後処理を論じる

- 外務省外交史料館編 外交史料館所蔵『外務省記録総目録 戦前期』第1巻〔明治大正篇〕原書房，1992年10月。

※ 日露戦争の項目には、赤十字社の業務や看護志願、傷病兵看護治療、俘虜交換の資料名が記されている。

- 吹浦忠正『捕虜たちの日露戦争』NHK books. 日本放送出版協会, 2005年9月.  
※ 日本が捕虜収容所でロシア人捕虜を厚遇した史実を踏まえ, 日露戦争を見直す.
- ソフィア・フォン・タイル『日露戦争下の日本—ロシア軍人捕虜の妻の日記』新人物往来社, 1991年6月.  
※ 日本軍の捕虜になった夫の置かれた境遇と精神状態について語られている.
- 宮脇昇『ロシア兵捕虜が歩いたマツヤマ—日露戦争下の国際交流』愛媛新聞社, 2005年9月.
- 大熊秀治『日露戦争の裏側 “第二の開国” —日本列島に上陸したロシア軍捕虜7万人』彩流社, 2011年2月.  
※ 全国に建設された捕虜収容所を通して, 地元民との様々な交流を描く.
- コンスタンチン・サルキソフ『もうひとつの日露戦争—新発見・バルチック艦隊提督の手紙から—』朝日選書, 朝日新聞出版, 2009年2月.  
※ バルチック艦隊全滅の悲劇をロシア側の最高責任者の視点から描く.

### 13. 軍事的な視点からの戦争勝利の要因分析

#### 〔軍事史〕

- 軍事史学会編『日露戦争(1)(2)』錦正社, 2004年12月.  
※ 多くの執筆者の専門的な視点から, 日露戦争の戦場の諸相, 戦争と社会, 戦争の遺産等を描く.
- 山田朗『これだけは知っておきたい 日露戦争の真実—日本陸海軍の〈成功〉と〈失敗〉—』高文研, 2010年11月.  
※ 近代日本の国家戦略として, 日露戦争への道を描く. 日露戦争の世界史的意味を説く. 陸軍, 海軍の双方の戦略の〈成功〉と〈失敗〉を論じる.

#### 〔日本海海戦〕

- 戸高一成『日本海海戦の証言—聯合艦隊が見た日露艦隊決戦』光人社, 2011年12月.  
※ 日本海海戦時の日本艦隊の艦長等が, 開戦時の各艦艇の行動を回想する.

- 大江志乃夫『バルチック艦隊—日本海海戦までの航跡—』中公新書，中央公論新社，1999年5月。
  - ※ 日本海海戦に関する通説を虚構と断じて，批判する。ロシアの失敗に学ばなかった日本のその後の悲劇を指摘する。
- 奥村房夫監修，桑田悦編集『近代日本戦争史』第1編 日清・日露戦争，同台経済懇話会発行，平成7（1995）年4月。
  - ※ 目次を見ると，「近代国家の国防軍建設」，「日清」，「臥薪嘗胆と対露戦備」等について論じている。
- 別宮暖朗『「坂の上の雲」では分からない日本海海戦—なぜ日本はロシアに勝利できたか—』並木書房，2007年4月。
  - ※ 司馬遼太郎が指摘する戦艦や大砲の優秀さだけでなく，艦隊の航海戦術や艦砲の砲術等の技術の高さが大勢を決したと指摘している。

〔陸戦兵器の研究〕

- 歴史群像編集部『日露戦争兵器・人物辞典—日露陸海軍人・日本及び諸外国政治家・革命家・文化人・陸戦兵器・軍艦・軍装ほか』学研，2012年1月。
- 兵頭二十八『日露戦争の本当の理由』四谷ラウンド，1998年3月。
  - ※ 日露戦争の勝因となった陸戦兵器の研究書。有坂成章なりあきつらの設計した有坂銃が日露戦争の勝利をもたらしたと主張している。



## 第2章 帝国議会での審議過程

### 第1節 第21回帝国議会一本会議

本稿第3章第3節で前述した議事録について、記載したものである。相続税創設に関する第21回帝国議会衆議院貴族院他委員会での議事録に沿って、当時の議会審議の関係箇所を抽出し、再現した。

〔帝国議会資料を掲載した資料と著書〕

出典：大日本帝国議会誌刊行会『大日本帝国議会誌』第6巻，三省堂，1928年。

東京大学出版会『帝国議会・衆議院委員会議録』明治篇29，東京大学出版会，1988年。

東京大学出版会『帝国議会・貴族院委員会速記録』明治篇14，東京大学出版会，1986年。

臨川書店『明治期・帝国議会・貴族院委員会会議録』18，臨川書店，1995年。

注：出典上の旧仮名つかいを，現代語訳して作成した。

〔帝国議会資料 衆議院・貴族院 目次〕

1. 第21回帝国議会開催時の様子—平穏なる政情—
2. 衆議院 第21回帝国議会—財政支出を求める説明—
3. 衆議院 第一議會
4. 衆議院 第一議會統
5. 衆議院 第二議會と確定儀
6. 貴族院 第一議會
7. 貴族院 第一議會統
8. 貴族院 第二議會
9. 貴族院 第三議會
10. 衆議院 相続税法案他一件委員会 第1回 明治37年12月5日
11. 衆議院 相続税法案外一件委員会 第2回 明治37年12月7日
12. 衆議院 相続税法案外一件委員会 第3回 明治37年12月12日
13. 衆議院 相続税法案外一件委員会 第4回 明治37年12月14日
14. 衆議院 相続税法案外一件委員会 第5回 明治37年12月15日
15. 貴族院 相続税法案外一件委員会 第1回 明治37年12月23日
16. 貴族院 相続税法案外一件委員会 第2回 明治37年12月26日

## 1. 衆議院本会議での審議過程

第21回帝国議会開催時の様子—平穩なる政情—

(大日本帝国議会誌第6巻1ページ)

第20回議会から第21回議会へかけては、日露の戦役が最も<sup>たげな</sup>酣な時だったから、国民一般が内に争う事は努めて避け、挙国一致をもって内閣を後援したから、この間の政界は頗る<sup>すこぶ</sup>平穩であった。しかし、変遷を記すと、第19議会で結成された同志研究会が無名倶楽部となり、さらに同攻会となった。

また、第19議会解散後、政友会を脱会した旧自由党系に属する土佐派議員によって再興された自由党は、いつの間にか、その姿を没してしまった。

外交施設では、韓国に、日本が指定した財務及び外交の顧問を雇聘することを、承諾させた。

こうした平穩な政情裡に、第21回議会は明治37年11月28日、東京にて召集された。

[日露戦争遂行のための財政支出拡大を求める議論—臨時軍事費予算の追加要望]

衆議院 第21回帝国議会—財政支出を求める説明—

- ・満州軍及び帝国艦隊に対する慰問状草案の朗読

寺内正毅陸軍大臣の演説

(満州軍は出征以来7ヶ月間で15回の大戦をした……)

男爵山本権兵衛海軍大臣の演説

(開戦以来10ヶ月余、善戦しており、露国の最大軍事基地の旅順、加えてウラジオストックを封鎖し、確実に成功を収めつつある……)

伯爵桂太郎内閣総理大臣の演説

(軍国の大事につき、挙国一致で軍資の供給を豊かにするのが、急務。前議会で、帝国議会の協賛を得た臨時軍事費予算の期限も、終わりに近付いている。しかし、時局の趨勢は、前途に尚十分な計画を必要としている。

その計画の大要は、既に提出した予算案及び法律案等に依り、議員諸君はご承知になっている。是非とも交戦の目的を貫徹したい。また、明治38年度の予算案その他の議案についても、諸君が慎重に審議し、速やかに協賛を得られるよう希望する……)

男爵曾禰荒助大蔵大臣の演説

(明治38年度の予算、並びに、臨時軍事費追加予算について、今日の国家未曾有の時局で、諸君と共に戦時財政計画について討議できることは、誠に光栄。

日露事件開始以来、既に1年になろうとするが、戦局の進行に伴い、臨時軍事費の追加を要し、再び国民の奉公精神に訴えて負担を求めなければならない。臨時軍事費の追加額は、陸海軍合わせて7億円。その他、臨時公債の利子等の費用は8,000万円。臨時事件のために要する予算総額

は、7億8,000万円の計画。戦局の変化如何に依っては、また多少の増税は免れない。

臨時軍事費の財源としては、通常歳計を節約して、余剰分を繰入れ及び特別会計の資金へ融通し、新たに租税を増徴し、尚新たな税源も加える。また、公債も募集し、並びに、一時借入金等で支弁する計画。

よって、今回の増税総額は8,200万円で、公債及一時借入金総額は5億6,600万円程に。公債及一時借入金の中で、約1億2,000万円は、既に公債募集済となり、先日英米で発行した。

したがって、明年度実際募集、または借入を要する額は、4億5,000万円。この計画に際し、国内では国民の負担力がどれだけあるか、また、どれだけなら宜いかを熟考した。

加えて、外国に対しては、日本財政の信用を維持することに努める必要がある。よって、戦時財政の基礎が動揺しないようにするためには、基礎を強固にするしか手段は無い、という結論に至った。

明治38年度の通常予算は、今日の時局に鑑み、極力節約に努め、余剰分約1億2,000万円は、臨時事件費の財源に流用した。明年度の歳計は、臨時事件費とを合わせると、約10億円という空前の予算が必要となるが、国家今日の時局に際しては、やむを得ない数字である……)

こうして、臨時事件により生じた経費を支弁するために、臨時事件費支弁に関する法律案と、非常特別税法中改正法律案、等が審議された。

#### (1) 衆議院 第一議會

〔相続税法案の審議—課税対象と課税最低限〕

・鈴木議員の質問「①この相続税法案の課税価額に関して、100万円を限度としてあること。②動産不動産の区別とは、どの辺までの区域を取るのか？」

・政府委員大蔵省主税局長若槻禮次郎「100万円を限度としたのは、程度の問題で、今日の我国では、ちょうどどこら辺で止める方が適當であるので、そうした。動産不動産の区別は、民法規定の通り。」

#### (2) 衆議院 第一議會続

〔相続税法案の審議—非課税対象、家督相続・遺産相続の税率区分の是非〕

・相続税法案外一件特別委員長立川雲平報告「相続税法は委員会を開き、部長理事の選挙より数回の会議を開いた。政府に質問もし、審議討論をした。それらは、会議録の通りである。だいたいは政府提出案に賛成し、この中で数箇所を修正した。

第3條の末項に『公共団体又は、慈善事業に対して為した贈与及遺贈は、課税課額に算入せず。』の1項を加えた。その理由は、我国の進運も、将来必ず、財産家が公共団体、もしくは慈善事業

に贈与遺贈をする事があるだろうと信じ、また、あるべきと希望することにある。そのためには、相続税の課額に算入しないことを明らかにして置くことが宜い、と考えて、加えた。

第4條の「土地建物」という文字を削り、その次の1号になっている『土地については賃貸価格の20倍、建物についてはその10倍をもって、その価格とする。』という1項も削った。

政府の考えにおいても、相続税財産の価格は、相続開始した時に依り、もちろん売買価格に依るので、その標準を、賃貸価格の20倍、もしくは建物に対しては10倍と定めている。しかし、それでは高過ぎるので、却って実際価格を知ることが出来ないだろうと考え、寧ろ売買価格に依る方が適當であるので削った。—中略—

第8條の家督相続と遺産相続の表の中に、嫡出子と、庶子又は私生子、とを区分して税率を異にしているが、これは甚だ適當では無く、民法その他でも既に、相続人ということになっているので、同一に見るのが相当なので、区別を廃し、税率は第1段の率に依ることにした……」

### (3) 衆議院 第二議会と確定儀

立川委員長の報告通りに異議無く、相続税法案確定。

## 2. 貴族院本会議での審議過程

### (1) 貴族院 第一議会

政府提出相続税法案は、衆議院で修正議決されたので、議員法第54條により、貴族院へ送付された。

### (2) 貴族院 第一議会続

〔相続税法案の審議—課税対象動産の課税制限、書画骨董等の動産の非課税〕

・相続税法案外一件特別委員会副委員長伯爵正親町実正報告「相続税法の委員会での経過、並びに結果を報告する。この法案の会議は、前後二日掛かって終了し、委員会での種々の質問中主なる点は、動産に区別をつけるべきだ、ということ。

よって、二日目に蔵相の出席を請い、動産の区分についての質問が出た。蔵相が答えられるには、動産は民法上の動産と違いは少しも無いが、この法案で、全てどれもこれも動産として税をかけるのは宜くない。それで、動産に区分をつけ、法案が出たらいずれ訓令を簡条書きにして、営利を目的としない什器（其家に伝わる書画刀剣書物）と、日用使っている什器の2つには課税しない旨を記す、ということ。

委員会では、課税対象動産の区分が明瞭なら、別に異存は無い。そもそも、この法案の條文について、委員会では、些細なことまで立ち入って修正を加えたいのは山々だが、時局のことで

あり、些細な<sup>きさい</sup>ことまで立ち入って議論していると、委員会で時間を食う。そうすると、追加予算案に影響が出てしまい、速急の予算の方を決めることができない。そうすると、今日の軍事に大きく差障りが生ずるので、我々はそういうことは、甚<sup>はなは</sup>だ好ましくない。」

〔相続税法案の審議—非常時特別税としての成立と永久税化（恒久税化）〕

「法案は誠に不十分で、修正を加えたいけれども、この際は我慢して、修正を加えることはしない。いずれ戦後の終局の後に、他の法律案の増税案も改正される時があるから、その時に一緒に、我国情に適したように、この法案を修正してもらうことにしたい。その目的のため、今回は別段何も手をつけずに通そう」ということになった。

本条文については、このように、衆議院からの送付案に手をつけず、その通りになったが、附則については、貴族院では**修正案**が成立した。附則の第2項に「本法の施行は、**非常特別税法の施行中**に限る。」ということを入れた。

「これは別段に、それほど意味があつて入れたものでは無いが、我々委員の杞憂として、この法案の理由書を見ると、全く**非常特別税法案**の性質を持っているが、実質は**永久法**になっていることが挙げられる。このままにしておく、戦争終局後、政府は修正するとは云うものの、いつ修正されるか、甚<sup>はなは</sup>だ懸念材料である。

今日、国民は**非常の負担**を強いられており、尚重い負担をしなければならない。依つて、一日も早くこの負担を成るべく軽くするようにしたい、という精神である。

この法案はこの際は致し方無く、この際にこの法に従つて負担を持つ人は甚<sup>はなは</sup>だ気の毒だが、戦争の今日、致し方は無い。

戦時の終局の後には、我が国体上に適当な方法<sup>とく</sup>に篤と修正し、この法案が出ている期間も未だ大分あるから、その間政府も十分に事実上の調査も出来るだろうし、また我々もその間に考えて置けば、他日の修正に誠に便宜だろう。

故にこの際は、**非常特別税**の性質として**永久法**と見ないような姿勢はあるが、我々はやはり永久法には相違無いと考えているので、時日を延ばして修正を早くさせようと考えている。それでまとめ、全文には一つの修正も無く、生じる金額についても、政府の望みに少しも背いていない。故に委員会では、単に一つの附則に修正を加えただけ。」

・村田保議員「今、委員長から報告があつた所は、前後矛盾していると思う。委員長のご説明に依ると、この法案は不十分ではあるけれども、この戦時の際だから、本條には異一字も修正しないが、附則で修正するということ。」

附則で修正をすることの意味は、全体この法案は悪いから、この次に修正するつもりなので、予め修正することを今日より附則に示しておく、という意味と捉えた。果たしてそうなのか？」

・相続税法案外一件特別委員会委員長公爵二條基弘「予め修正するということを示す、とは申さ

ないが、今後修正するつもりだという趣旨が入っていれば、他日修正するにも都合が宜いだろうということで、委員会ではそう修正した。」

・村田保議員「ところが、そういうことが是まであったのですか。貴族院は、一体法律が悪いと見れば、いつでも修正ができる訳だ。修正ばかりでは無く、法律を廃しても宜い。行って見てその法律が悪いと見れば、いつでも廃することができる。委員会のご意見では、そういうことを掲げておかなければ、他日修正が出来ないという御趣意なので、それを伺いたい。」

・公爵二條基弘委員長「無論いつでも修正することはできるが、そういう法文を置けば、他日修正の途を早めることになるだろう、という考えから、修正を加えた。」

・村田保議員「しかし、そういう修正を加える時には、衆議院の方へこの案を戻さなければならぬ。それをご承知の上で、修正なさったのか？」

・公爵二條基弘委員長「これが可決になれば、無論衆議院に返すことになる。」

・伯爵正親町実正副委員長「私は委員の一人として、尚委員長の報告を敷衍して一言しておきたい。この相続税法案の附則に一箇条を加えた理由は、既に今委員長の報告もあったが、実はこの相続税法案について、委員会では、よほど修正を加えたい、という考えもあった。」

しかし、今この法案を委員会でも色々修正していると、よほど時日を要する訳になるので、この法案は一方の軍事費の財源にも関係する法案なので、徒に、徒では無いが、この相続税法案の修正をするために、一方の大事な軍事費の決議を延期させてしまうのは、最も我々の忍びぬ所なので甚だ不十分ではあるが、先ず今回の所はこれで通しておこう、先ず右の如き法案だから、一時この議会を通しておいて、その中で政府でも実験し、また議員の方でもよく熟慮して、そうして、更に戦後では、適當の法案として出されるようにしたい。

そうすれば、一時この法案は、非常特別税のような一時の法案の如くに見えるが、戦局治った後に適當な法案が出れば、やはり事實は永久繼續するものとなる、それで必ずしも我々委員も、この相続税法は、絶対に非常特別税の性質にならなければならない、とは意味していない。

この法案は、性質上永久税として宜しいかもしれないが、何分この法案は、始めて我国に実施される法案でもあり、また誠にこの法案は、我国の制度習慣にも関係する法案だから、永久に行う以上には、よほど熟考を必要とする意味から、修正を加えた。

しかし、この軍国の際に、多くの時間を費やしている訳には行かないから、先ず一時非常特別税として通過させて、戦局の治った後に、完全な法案にして出したい、という考えから、附則中へ一條を入れた。」

・子爵谷干城議員「私は、この委員会の報告に、反対意見を述べたい。」

・貴族院議長公爵徳川家達「それについては、第二議会に移ってからにしてもらいたい。」

(3) 貴族院 第二議會

〔貴族院での相続税法案の可決一時局を考慮して大修正なしに成立〕

- 第1條より第25條まで、相続税法案は可決される。
- 附則について：「本法は、明治三十八年四月一日より之を施行す。」は、可決される。
- 委員会の修正についての質疑応答
- 子爵谷干城議員「私も相続税法案外一件特別委員会の委員の一人だが、これから申し上げることは、委員の一人としての資格では無く、全く議員の資格で申し上げる。

委員長よりご報告もあり、また唯今正親町伯爵からも詳細の御弁解があったが、要するに私の考えは、この度の法案はこれに限らず、殊にこの7億なんぼという容易ならぬ大金をも、この時局のために直ちに議決になった、というのは、国家に対する赤誠の致す所と、私は深く信じる。

よって、この附則をつけたければ宜しいとは思ふが、この附則の審議のために、一日二日延引して月日を取る程の価値があるのか？無いだろうと考える。この私の考えに共鳴され、貴族院の院議を重んじて同意が得られることを、私は信じて疑わない。

もっと大事なことが悉く通過している今日だから、どうかこれらのことは当院では修正を加えず、即ち委員の修正案に反対されて、衆議院修正案の通りに奇麗に通過させ、円満にこの時局を結びたい。諸君のご賛成を願う。」

- 村田保議員「全く谷子爵と同感で、この位拙な修正は無いと思っている。貴族院として、その様な卑屈な修正をするのは、本員は如何にも遺憾。

この相続法その物は宜いと認めるけれども、文字が悪い、法案が悪いから修正しなければならない、この後の修正を便利にするために、この追加を加えるというのは、実に分からない修正。

今日までに未だ大分本員などが興っていた、塩専売は如何か？事柄は宜いが、法文では最も悪いことがあり、本員など十分修正したいことがある、本員ばかりでなく、皆さんも同様なお考えだと思ふ。塩専売法案は、残らず宜いとお認めか？いや、必ず悪いに違いない。他日の修正は、実際行った上で悪ければ、どのようにも修正はできるし、廃棄もできる、それだけの機能を我々は有しながら、本文で修正したいことは多い。

しかし戦時の場合、そういうことを修正して、衆議院などへ送って、そうして協議会を開くということは、誠に面白くないから、我慢して修正しない。追加は修正では無いと言われるかも知れないが、修正だ。そうすればやはり、衆議院へ持って行って、協議会を開かなければならないから、どうぞこのまま通過するよう、希望する。」

結局、「附則を加える」という委員会修正説に対する、村田・谷両議員による上述「反対案」に同意する議員は、少なかった。よって、附則加筆に対する反対案は、自然に削除された。

(4) 貴族院 第三議會  
第二議会の決議通り。

第2節 第21回帝国議會—委員会—

1. 衆議院の委員会での審議

(1) 衆議院 相続税法案他一件委員会 第1回

明治37年12月5日（會議録245ページより）

- 各部通算選挙に依り、本委員27名を選定。
- 委員長は立川雲平が指名され、理事は阿部徳三郎、山口達太郎、北村左吉の3名が指名される。

(2) 衆議院 相続税法案外一件委員会 第2回

明治37年12月7日（會議録247ページより）

〔相続財産への贈与、遺贈財産の加算〕

• 委員長立川雲平「本会は、相続税法案と登録税法中改正法律案の二案を審査することになっているが、先ず、相続税法の方から始めようと思う。」

• 委員長立川雲平「本日は、相続税法についての質問を先ず始め、尚時間があつたら、修正意見のある御方はご提出になるようにして、決議は次回に譲る。」

• 磯部四郎委員「総体について、質問。これは相続税法だから、固より相続だけだろが、贈与あるいは遺贈、若くは、<sup>もし</sup>社団財産等の寄附というものがある。これらの贈与を受ける者、若くは寄附を受ける者、あるいは遺贈を受ける者の方が、将来になんらかの義務を負担することにしないと、全くの利益を受けることになる。相続だけに限ってこの税を取るといふ御趣意は、どういふ理屈から来たのか？追々、相続以外からも取るという御趣意か？」

〔遺贈の取り扱い—欧米諸国の事例に学ぶ〕

• 出席政府委員大蔵省主税局長若槻禮次郎「相続税については、ヨーロッパ等の仕組みは、財産を相続し、その相続人から税を取る、というような立て方になっている。または、相続財産そのものから税を取る、というような立て方になっているところもある。

イギリス等では、従前は財産そのものから取る、また相続人から取る、また遺贈を受けた者から取るというように、一遍に、相続について種々の方面から税を取る、というような仕組みを立てていた。しかし、1894年から、相続財産から取るという方の側に改正して、将来は、追々その方向へ改める、という法律の沿革になっている。

今度政府が相続税法を立案することについては、どのような仕組みにしようかということについて、よほど考案を加えたが、相続人あるいは、遺贈を受けた者から税を取る、というよう



にするよりも、相続財産そのものから相続税を取るという方が、事が簡便である。また、十分財産の高さに応じて幾らから率を変えていく、というような場合に適当だと見た。よって、<sup>ただいま</sup>唯今提出している相続税法は、相続財産そのものから取る、という仕組みになっている。

したがって、<sup>ただいま</sup>唯今お尋ねになった『遺贈の方から取るのが宜いだろうと思うのに、遺贈の方から取ってないが、追々取るつもりか?』という事柄に対しては、相続財産というものは、未だ遺贈の弁済をしたいものだから、これ(=遺贈?)から税を取っておくと、税を取られた後で相続なり遺贈なりに掛ける、ということになる。よって、被遺者から取ることは無いが、相続財産から取るという仕組みになっている。

贈与についてはどうかというと、贈与の<sup>たび</sup>度に税を取ることになると、よほど煩雑でもあるし、同時にまた、世間日常の生活上によほど関係を持っている場合が起こると思うので、贈与の場合は税を取らない。<sup>ただ</sup>但し、相続税を脱税するような傾向がある場合には、脱税させないような手段を執るためには、法案全体を御覧になると、その趣意が判明する。」

—中略(法案細部に<sup>わた</sup>亘る逐次質疑応答)—

・委員長立川雲平「第5條の質問が終わった。第6條に移る。」

〔家督相続を優遇すべし—長男は家族の扶養の義務を負うから—〕

・吉植庄一郎委員「政府委員に質問。家督相続では1,000円、遺産相続では500円とあるが、これは何等かの標準に依ったことだろうが、全国でこの項に当てはまる戸数は、どの位ある見込みか?」

・政府委員若槻禮次郎「実地正確な数は、今日は我国の統計では到底分からないので、見込みである。見込みは、参考書を差し上げている通り、1,000円以上の財産所有者は187万6,841人、500円以上の財産を持っている家族が13万7,905人位ある。それ以外のものは1,000円以下、500円以下と勘定した。」

・磯部四郎委員「これは何か標準があるのだろうか、日本の家督相続は、銭をもらったような心持がする。親の残した財産とか、子供とか、全て与えなければならないというのは、どうだろうか。」

1,000円や2,000円のところでは、相続人の負う義務が多くて、得る所は将来殆ど無いだろう。1,000円位の<sup>のこ</sup>家産の遺ったところでは、得るところが無いように、私は考えている。

けれども、色々なものを公証したから、1,000円は取って<sup>よ</sup>宜いという御考えが出たのだろうか、これは何か御考えもあったのだろうか、この位なら<sup>よ</sup>宜かろう、というようなところで決まったものなのか?ちょっとお洩らし下さると、参考になる。」

・政府委員若槻禮次郎「家督相続人について相続したものは、家族を扶養する義務があるのは無論だが、1,000円の財産を相続したものは、この税率でいくと、どの位になるかということ、嫡出子

は12円納める。

1,000円の財産を継いだ人が、12円の税金を納める位では、家族の扶養の義務を負っているにも拘らず、えらい税を取られるというほど、激しいことではなからうという、つまり程度の問題。」

・湯山壽介委員「この標準でいくと、同一の理屈であるに拘らず、第6條では、家督相続ならば1,000円、遺産相続ならば500円と、この差をつけたのは、どういう理由からか？」

〔家督相続の優遇—課税最低限と累進税率の緩和—〕

・政府委員若槻禮次郎「この家督相続というのは、つまり戸主が亡くなった後、若くは隠居した後の相続で、唯今磯部君の仰せの如く、家族を扶養する義務を負わなければならない。遺産相続というのは、相続したのみで、別に何の義務も負わない。それで、家督相続の課税最低限を上げた。」

・委員長立川雲平「第6條の質問は、終わった。第7條は、質問が無い。直ちに、第8條に移る。」

〔家督相続の優遇—課税最低限以上の財産を保有する課税対象者数—〕

・清水隆徳委員「8條の、課税価格の中の歩合を増してゆくのは、100万円の程度に至って止めることになっているが、この参考書に依って見ると、34年の調べでは、100万円以上持っている者が、50余人位ある。現に、この100万円以上持っている者が、それ程多数いるのに、100万円程度を止めるのは、どういう事実で定めたのか？」

・政府委員若槻禮次郎「この100万円以上が何人いるという計算は、先刻申したように、日本では把握し兼ねる。56人いるというのは、この位いるだろうという見込み。その様にご承知願う。

たとえば、見込みにしろ、それだけいるのに、100万円ですめたのは何故か。累進税をある所まで上げようとして、極度に上げると、全ての財産を取ってしまうという結果を生んでしまう。どこら辺まで上げて宜いか、というのも、程度問題。したがって、先ず、100万円位なら相当だろう。

総体の税率からいうと、どの位になるかという、ちょうど家督相続の嫡出子が相続した場合は、8/100位になっていて、それ位に止めた方が穏当だろう、あまり相続税等を累進税率で多く取ると、遂には人の貯蓄心を害することになるから、だいたいこの位で止めた方が宜かろう、という見計らいで定めた。」

—中略—

〔被相続人との関係の親疎による税率区分の如何—嫡出子と庶子、私生子—〕

・阿部徳三郎委員「税率を、相続人に依って区別しなければならない必要があるのか？」

・政府委員若槻禮次郎「相続に対して税を取る場合は、相続を受ける人（被相続人に対しての相続者）から相続税を取る場合は、幾らか親疎を判断する区別を立てた方が、相当だと思う。相続税を新たに定めるなら、親疎の区別をつけるのが適当な方法かと思ひ、区別した。」

- ・ 関春茂委員「末項の相続人2人以上の場合、というのは、種類が沢山あった場合か？」
- ・ 政府委員若槻禮次郎「税率の設け方を御覧になると『相続人が被相続人の家族たる直系卑属なるとき。』と書いてあって、嫡出子と庶子、私生子が別になっている。そこで、遺産相続の場合に、長男が嫡出子で、次男が庶子ということがないとも限らない、その場合にどの税率を適用するかという疑いが起こるから、その場合に、<sup>やす</sup> 安い税を適用する。」

(3) 衆議院 相続税法案外一件委員会 第3回

明治37年12月12日（会議録257ページより）

〔課税における子、孫等の親疎の区分で税率格差—イギリスの事例に学ぶ—〕

- ・ 政府委員若槻禮次郎「相続税を相続財産から取ることにしても、元来、相続財産は相続人に移るもので、被相続人も、自分の相続人と見る人に移す意志、それが、自然の順序によって、当然相続する息子が孫に移る場合には、続きの遠い者に移る場合より、被相続人の場合から見ても、そうよけい税を取られないで、幾らか少し取って欲しい、続きが遠くなれば子供に譲る時よりも、よけい取られても、<sup>ひど</sup> 酷いという感じが起こらない。

つまり、相続税を取るならば、人が<sup>ひど</sup> 酷いことをすることがないようにして、取られなければならない。その感じを持たせるには、跡を継ぐ人が自然の順序に依って継ぐ時は少し取る、そうでない時は多く取る方が、人の感情を善くして取られると思う。

だから、相続財産から取るにしても、続きに依って税率を変えるのが相当と思う。幾段も税率を据えると法文も繁雑だから、寧ろ<sup>むし</sup> 簡単にした方が<sup>よ</sup> 宜いだろうという御説のようだが、法律の文章は1段書くと5段書くので、文章はそれだけ長くなる。

9條の規定もそれだけ多いが、適用する時に繁雑でなければ、文章は長くても、事柄の公平を得るようにしたいと思う。唯今<sup>ただいま</sup> 提出している案は、文章は長いかも知れないが、税率も書いてあるが、この税率を適用する時は、別に繁雑はないと思う。」

- ・ 阿部徳三郎委員「これは、外国の立法等に、そういうことになっているのか？」
- ・ 政府委員若槻禮次郎「外国の立法例も、相続税は続き柄によって異なるとしている方が多い。財産の多少に依って、税率を累進することが無い所もあり、累進税率がある所もある。最近のイギリスの相続税等は、両方を適用している。」—中略—

〔隠居後に財産を譲与した場合の相続財産への加算〕

- ・ 阿部徳三郎委員「10條の3年とか5年というのは、政府の見込みで決めたのか？外国の立法例に依ったものか？」
- ・ 政府委員若槻禮次郎「3年5年というのは、見計らって定めた。ベルヂック（ベルギー）の法律も、やはり3年5年というような事があったと思う。外国の例が御入用ならば調べた物がある

から、御目にかけるが、ちょうど3年5年となっていたかどうか、今記憶していない。」—中略—

・吉植庄一郎委員「これまでは相続の際は、戸主を相続させて、財産は譲らないで、隠居は、財産を任意に、色々売ったり渡したりすることがあった。たとえば、10,000円の財産の人が、本法施行前に1,000円以内で相続させてしまって、後9,000円は隠居になって、ぼつぼつ500円1,000円と分けて与えた時は、どういうことになるか、収税の目的を達しないことになるのではないか、という疑いを持っているが。」

・政府委員若槻禮次郎「隠居し、財産を譲与したならばその場合は、相続財産税が課せられないということだが、その通りであるかもしれない。しかし、その隠居が死亡すれば、更に遺産相続を開始するので、その時税を取る、死亡前徐々に譲与売買する時は、不動産なら売買譲与について、登録税の方で従前より増すことになっているから、登録税の方で税を取ることになる。

動産を徐々に譲与したら、取れないかもしれないが、1年以内に死亡すれば相続財産に加算するから、1年以内に死亡する時は取る目途が着いているが、永い間に徐々に譲与して行くことに対しては、それだけは致し方無いが、世間何千万のものが悉くやらないだろうから、その辺については、この税率の計算上で考えていない。」—中略—

〔法人に課税しないと財産が法人に集中する—営利法人課税と公益法人非課税〕

・磯部四郎委員「25條に『府県市町村その他の公共団体は、相続税の附加税を課することを得ず。』とあるが、相続税を取るという趣旨、殊に財産を取るという趣旨からいくと、公共団体という法人に属する財産からは、相続税を取ることは出来ない。

殆ど期限のない法人になると、公私を問わず、相続が開始することはないからだ。故に、公共団体への寄附からもどっさり取るような法はないのか？または、誰それという人間の寿命30年位の見込みで成り立つ法人にも、その度毎に相続税に等しいものを取る、というような立法が必要だ。

そうしないと、全ての財産が法人に吸収されて、いつまでも財産の運転が妨げられるのではないか、という考えを持っている。これは、相続税以外の問題かもしれないが。」

・政府委員若槻禮次郎「法人の中での営利の法人については、法人自体の相続税を取らない。しかし、やはり法人自体が株券から成り立っているので、個人の相続が出る時に、相続財産に数えて税を取る。

残る問題は公益の法人だが、学校あるいは寺とか教会等であろうが、財産がそれら公益法人に固定する場合もあるだろうが、日本では未だ、西洋の様に、大変大きな寺院が財産を持っている様なことはない。

公益法人からは、どっちかといえば税を取らないで、たとえば、学校なら、事業目的を達せさせる方が宜いだろう。外国では、寺院が非常な財産を持って、えらい権力を振り回して困るとい

うことがあるが、日本はそこまでは至らないので。」

(磯部四郎委員「本願寺あたりの財産は、あれは借金もあるが……」)

(4) 衆議院 相続税法案外一件委員会 第4回

明治37年12月14日 (会議録263ページより)

—略—

(5) 衆議院 相続税法案外一件委員会 第5回

明治37年12月15日 (会議録269ページより)

—委員が修正した修正案についての審議—

第8條<sup>(1)</sup>について

〔税率の区別の削除如何—嫡出子と庶子、または私生子の区別 (正当な家督相続人)〕

・阿部徳三郎委員「本案については、修正意見がある。家督相続、遺産相続という税率の差等をつけた欄内中、いずれも第2の欄を全部削除する。そして、家督相続の方は、単に相続人が、被相続人の家族たる直系卑属なる時に止めて、「嫡出子なるとき庶子、または私生子なるとき。」という文字を削りたい。それから、遺産相続の場合は、第1の欄を相続人が直系卑属の時として、『嫡出子なるとき庶子、または私生子なるとき。』という文字を削除したい。」

・委員長立川雲平「第2欄を全部削除という意味か？」

・阿部徳三郎委員「政府委員の説明に依ると、この税率に差等を設けた所以は、被相続人と相続人との親族関係の親疎に依る。しかし、もしこの親疎ということを申すなら、民法の規定では、庶子又は私生子は、やはり法定の正当家督相続人となっているので、第3番の相続人よりは、尚優先の順位を占めている。

しかし、本法では第3番の相続人よりも、尚過重の税を課すということは、親疎の区別について差等を設けるという趣旨に戻る。また、あるいはこれは、風俗矯正を意味するという議論もあるが、既に本法である民法で、法定の家督相続人と認められている以上は、民法を改正した暁はともかく、民法の現在の規定では、庶子または私生子でも、酷の税を課することは、甚だ適当でない。故に私は、修正意見に決定したい。」

<sup>(1)</sup> 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級 (注：遺産相続と家督相続とにより、税率を区分したことを指す) ニ区分シ其ノ各区分ニ対シ相続人ノ種類ニ従ヒ<sup>次</sup>ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス。

外国ノ法律ニ依リ開始シタル相続ニ関シテハ遺産相続ニ関スル税率ヲ適用ス。

相続人二人以上アル場合ニ於テ其ノ適用スヘキ税率相異ナルトキハ其ノ最低キ税率ヲ適用ス。

〔戦争が終わったら税率を半額にする文章の如何—英国の事例では引き下げ〕

・**山口太郎委員**「<sup>たゞ</sup>但、平和克復の翌年より、本税率の半額とす。」という文言を本條に加えたい。なぜなら、この相続税法案は、今日の場合にこれだけの税率を課せられるのはやむを得ないことだが、この通り平時に課すのは、弊害が大きいと思う。

他の例だが、イギリス辺りでは、戦時6/100位を徴収したことがあるけれども、その戦争が終局してから減らして、3/100か4/100位になっている。だから本案は、平時の際にもこれだけの税は課したくないけれども、今日時局のため、他の諸税に非常特別税を課す場合だから、今日は宜<sup>よろ</sup>しいとして、平和が克復したら、この税率は全体に半額にしたいと思うので、文言を加えたい。」

・**委員長立川雲平**「安部君の説に賛成多数により、削除することに決定。」

・**木村格之輔委員**「尚修正を提出する。この課税額欄の内の相続税を12/1000を10/1000とし、順次この割合を繰下げること、第3番の15とあるのを12とし、順次繰下げること、末段の20/1000を15/1000として、順次繰下げること、遺産相続もその割合に依って税率を繰下げること、これらの案を提出する。」

・**関直彦委員**「それは、私も賛成だ。既に山口君から提出されたのと同じ趣旨だが、率があまりに高過ぎるから、先ず率は10/1000位が至当かと思うので、賛成する。」

〔家督相続の税率を引き下げるかどうか〕

・**出席政府委員大蔵書記官菅原通敬**「税率を低めるという動議が出ているが、直系卑属の内に區別を廃し、嫡出子と庶子または私生子と、區別がなくなった、そうすると、これだけの予定の収入上に、影響を及ぼすと思う。

加えて全体の率を下げる場合となると、予定の収入に大きな減額が発生する。政府は、どこまでも収入を維持したい。新税だから、なるべく税率を低めておく方が宜<sup>よろ</sup>かろうということは同感だが、この12/1000、15/1000というのは、相続税として決して高い税ではない。外国の例等を援用しても、決して過大な率では無いと思う。」

・**磯部四郎委員**「私は、率を下げるのに反対だ。イギリスは4/100=40/1000、フランスは15/100、尤も直系親に近いものは、1.5/100=15/1000。相続税は新税なので分からないけれども、相続税というのは、一生にたった一度しか払わないから、そう下げるとすると手数が多くなって、収入は極<sup>ごく</sup>く少なくなるから、原案のままを望む。」

・**山口達太郎委員**「私は、先刻<sup>たゞしがき</sup>但書を提出したが、不幸にして賛成が無いので、一步譲って、10/1000説に賛成する。今、磯部君から、これほど安いのは無いという御説があった。確かに6/100は16/1000になり、一番初段から見れば高いが、累進率になっているから、終<sup>しま</sup>いの100万円では、130/1000になる。

最近家督相続をした設定でも、100万円以上は、 $138/1000=13/100$ になる。そうして見ると高い、ということを目指したので、一番下額を目指したのではない。」

・木村格之輔委員「遺産相続には税率を準用するとあるが、やはり、 $15/1000$ と第一段にあるのを $12/1000$ とし、第三段に $17/1000$ とあるのを $10/1000$ とし、末段の $25/1000$ とあるのを $20/1000$ として、順次この割合で繰下げる、という修正を提出する。」

・関直彦委員「政府委員から、収入に相違があるということで、多少はあるかもしれないが、先刻の4條が売買価格になった以上は、よほど増える。実際そう思う。だから、少しも、政府委員のご心配はないと思う。」

・木村左吉委員「あちらこちらでよほど減じたから、ここの所は減じたいけれども、全体でよほど影響を及ぼすと思うから、辛抱して原案に賛成する。」

(比率を下げるという説に賛成多数→第8條の「率」は、後で計算を定めることにする。こうして、その後も細部の質疑応答を経て、相続税法案は決した。)

## 2. 貴議院の委員会での審議

### (1) 貴族院 相続税法案外一件委員会 第1回

明治37年12月23日(速記録357ページより)

[相続税導入の意義は日露戦費の支弁—戦争終了後の存続の意義]

・出席政府委員大蔵省主税局長若槻禮次郎「この度、軍費の支弁の為に巨額の歳入を必要とする中、租税からも相当の収入を得なければならないことになった。他の予算案等で既に御承知になっているような額を、租税から徴収しようということで、現在ある税を増して徴収することも、沢山出ていることは御承知の通り。また、新しく織物に税を課するとか、塩の専売をすること等に依り、歳入の方法を講じている。

そのようにして、色々な財源を求めた時に、尚財産からの収入も得ることに依り、今回必要な歳入を充たすことが相当である。その、財産から収入を得るという方法が、相続税法であり、御協賛を仰ぎたい。

財産について歳入を得るには、相続という機会があった時に、相続から歳入を国庫の方に得る、というのが方法。相続税法の仕組みは、相続が開始する場合に、その相続財産の価格に応じて、若干の租税を政府に納めること。」

—以下略(法案の大体の仕組の説明)—

・武井守正委員「この法案は、臨時事件の経費に伴って立てた訳で、理由書にもその通り書いてあるが、そうするとやはり、非常特別税なのか？」

〔相続税の恒久性—世代を通じて長年平等に税負担をする性格の税〕

・政府委員若槻禮次郎「臨時事件で金を必要とする故に、租税を取る必要から起こったものだが、それなら、今日の戦争が済んだら、直ぐにこの税法をやめるという訳ではない。

相続税のような税は、性質として、<sup>ただいっとき</sup>唯一時施行するということになる、その間に相続を開始した者は多くの負担をし、相続を開始しない者は少しも税を負担しない、という不公平が起こる。もし、相続課税が一時のものだとすると、死亡のような自然の結果に伴うものは暫く<sup>しばらく</sup>措いて、自然の結果に依るのではない相続は、先ず、相続の開始を避けて相続税を免れる、ということが起きる。

だから、相続税そのものが、一時の施行は許されないから、永遠に施行されるべき法律としてある。この法律を提出する必要が起こったのは、目下の戦争のために、軍費を供給しなければならぬ所から来たが、尚この法律をいつまでも残しておこうという理由は、将来相当の収入を必要とするから、相続税は、将来の財源として残しておかなければならぬから。」

・子爵稲垣大祥委員「臨時事件費を補うために、この案を出したということだが、新聞には430万9,000円と書いてあるが、果たしてその通りか？衆議院の修正の結果どの位減じたのか？」

・政府委員若槻禮次郎「相続税の38年度の歳入は、430万9,591円というのは、御覧の通り。しかし、衆議院で税率を修正して、直系卑属が相続の場合には、その相続人が嫡出であろうと私生もしくは庶出であろうと、問わないことになったから、4,000万ばかり減額する。

しかし、相続税額の計算で、庶出にあたる者がどれほどか、嫡出にあたる者がどれほどかという事は、推算で出しているから、衆議院の修正に依って4,000万円減ずるというのも、やはり推算。実際、そう大変に変わるようなことは、ないと思う。何より、庶出の者や私生児が相続をするという場合は、極めて少ない場合だから。」

〔相続税は「戦時税」ではなく「永久税」〕

・男爵船越衛委員「<sup>ただいま</sup>唯今の武井君からのお尋ねも、戦時税についてのことだが、御弁明は全く永続するよにという主意。なのに、やはり理由書には、「臨時事件に因る経費の増加に伴い」とある。これでいくと、どうしても戦時税と言わなくてはならないが、理由書でやはり永続税ということになるのか？」

・政府委員若槻禮次郎「既にこの38年度に、430万円の収入を予期していて、430万円の歳入は、39年度にも尚これだけは入る、という考えを持っている。そうすると、この金額というのは、今軍費の必要として、租税の歳入から8,000何百万円供給するという中に、やはり入る。

だから、相続税はやはり、今回の臨時事件の経費の増加に伴って必要である故に、設けた。それなら、戦争が済んだら、430万円の歳入は無くして、相続税を止めて<sup>よ</sup>宜いのではなく、その後にも、歳入をこれくらい必要とすることは、無論あると思う。



のみならず、もしこの税法を一時の税法とすると、430万円というのは、38年度、39年度に収入が出来ないことになる。相続課税を永遠にやるのは、今日430万円を得て、38年度なり39年度なりの軍費に供給することになるという訳である。」—中略—

〔相続税の創設は戦時の財政窮迫だが、その性格は不労所得に永久課税〕

・桑田熊蔵委員「この相続税法というものは、無論この戦時の財政の急に應ずる考えで出来たことは、よく分かった。しかし、元来、相続に課税するということが、相続税というものが、随分議論のある問題であり、ヨーロッパ辺りにも沢山例はあるが、そのヨーロッパでの立法の論拠はというと、相続に依って財産を得るというのは、相続という偶然の事実によって、相続人が労力を加えずして財産を得るのだから、不労所得に対して相当の課税をするのは至当だという論拠で、多くは出来ている。

日本の相続税法案は、その様な意味ではないと思うが、<sup>ただ</sup>唯相続の財産について、相続という事実を標準として課税するというように伺った。

しかし、第8條で、家督相続に相続人と被相続人との血族関係に依って、税率が違っている。もし、家督相続人であって家の財産を相続し、また同時に家名を相続した以上は、相続人と被相続人の血族関係に依って、等差を設けるということは、日本の家を重んずるということに対して、背くのではないか？やはり、西洋の相続税法の立法の理由を、多少御解釈になったのか？」

〔相続税の特徴：財産の調査をして財産に課税する特色ある税〕

・政府委員若槻禮次郎「相続税は財産に課税する、財産から歳入を得たいというので、相続税を設けた。その財産に課税することについて、なぜ相続税としたかということ、相続の機会には誰でも先ず財産を調査して、どれだけあるということを見る、常に財産がこれだけあるという調査を各人はほとんどしない、財産の調査をする機会に、財産から税を取って行くという仕組みにするのが、徴税方法という財政上の一つの方法。それで、そういう仕組みを採った。」

〔家督相続を軽減した理由：家を継いで家族を扶養する義務〕

「家督相続について、相続人と被相続人との関係に依って税率が違うのは、家督相続の関係如何、家督相続で家産を譲るならば、どうなっても一緒ではないかという御疑いのようなのだが、家督相続については、どうしても遺産相続と違って見えなければならない。

現に家督相続をすれば、家を継いでその家族を養わなければならないということがあるから、違わなければならない。したがって、課税の最低限も1,000円として、税率も低くした。

続柄に依って違えたのは、家族制度を重んじて、家督は家を継ぐことに重きを置いたと同時に、幾らか人情を解釈しなければならない。人情を無視して<sup>ただ</sup>唯家というものから見たら、同じものでも人の満足しないことになって来るから、被相続人が自分の自然の相続人に継がせたいと考えている場合に相続人とする、被相続人以外の者が選定する場合もある、あるいは父母が選定する場

合もあれば、親族が選定する場合もある。そういうような時の考えとしては、どうしても相続人への人情が違うから、人情を解釈して、続柄に依って幾分変えた。

しかし大体は、家族制度を重んじて、家を継ぐ者に対する税というのは、違わなければならない、という精神は6條、8條等を御覧下されば、十分政府は、その点に注意をしているつもり。」

〔相続税と贈与税を同一の税法で規定：相続財産の脱漏を防ぐ〕

・桑田熊蔵委員「相続税には課税し、贈与には課税しないという原則になっている。余りにヨーロッパの例を申すようだが、ヨーロッパでは、相続税と贈与税と、同一の法律の中にあるのが多い。

しかし日本の法案では、<sup>ただ</sup>唯相続に課税して、贈与には全く課税しない、2、3の例外は、脱税を防ぐ目的で規定された箇条であり、原則としては、贈与には一切課税しないということになっている。

しかし、第23條では、被相続人と家督相続人との間、もしくは被相続人と分家の戸主、家族の間での贈与については、やはり課税になっている。そうして見ると、妙な結果。親族関係のある者の間に贈与があれば課税し、全く血族の関係の無い他人に贈与をした場合には、一切課税をしないという結果になる。どういう御考えか？」

〔外国の事例：贈与税、遺贈税、相続税を一元徴収〕

・政府委員若槻禮次郎「贈与時に贈与税を取り、遺贈時に遺贈税を取り、相続時には相続税を取るという仕組みが外国に在ることは、仰せの通り。しかし、また同時に、そういう場合には取らないで、相続財産そのものから取るというような例も、外国にある。

それでそれについての利害は、余程研究したが、贈与を受けた人、あるいは遺贈を受けた人、あるいは相続財産を譲り受けた相続人、そういうような者から税を取る仕組みにするのは、よほど徴税上錯雑だと思ふ。

そこで、贈与のような共同相続が多くて子供が相続する時には、皆分配をするというよりも、相続人に課税する方が<sup>よ</sup>宜い、ということに、よほど重きをおいて考えなければならない。」

〔遺産相続は共同相続：家督相続は1人相続—贈与税は煩雑になる〕

「遺産相続は共同相続だが、今日遺産相続を開始する場合は、未だ我国では極めて少ない、我国での相続と申すと、先ず家督相続、その家督相続も共同相続では無く、相続人は1人のみ。だから、相続人から税を取るのも、相続財産から税を取るのも、家督相続では<sup>同じ</sup>殆ど同じ結果になる。

徴税上や納税上の関係から言うと、相続財産について直ぐ取るという方が簡便だ、と政府では認めた。よって、相続財産から取るという仕組みにした。

贈与については、贈与について税を取ろうと思うと、よほど煩雑になると思うので、日常色々の譲与関係があるかと思うが、それを一々徴税して行かなければならないことになると、随分煩

雑.

それよりも財産税は、相続が起こって皆が財産の調査をしたという機会に、その幾分を取るといふ仕組みにして、脱税することがないように、防ぎを付けて取って行くことが、徴収を全うすると同時に、徴税上も大変に簡便で宜しい。

よって、大体は相続財産に掛けるが、相続財産を大きく減らしておいて、贈与の形でもって譲って置いて、相続税を少なくしようということが起こっては困るので、そこで3条で……—以下略—」—中略—

### 第7条<sup>②</sup>について

〔軍人軍属に対する課税の軽減：イギリスの事例〕

- **男爵本多政以委員**「第7条の、軍人軍属を優待される趣意は分かったが、文官でもあるいは公吏でも、国事のために死んだことに対しては、同じことだろうと思う、それはここに無いのは、どういう理由か？また、他の相続税の行われている各国の例は、どのようになっているのか？」
- **政府委員若槻禮次郎**「そういうような規定があるのは、他には見えていないが、イギリスに相続税があって、イギリスでは兵卒と水兵とに限る。将校以上は入らない。もちろん、他の軍属等は入らないが、兵卒と水兵に似寄った者が、軍役中に疾病をすると相続税を課さない、となっている。

我国では、兵卒と水兵に限るというのは相当だが、あるいは、もうちょっと広げた方が相当かと考えると、所得税等でも、もうちょっと広がっているようで、その範囲は、イギリス等よりもう少し広くする方が宜いだろうということで、認めた。他の文官も、赤十字社の救護班ということもあるだろうが、先ず所得税が軍人とあったから、世間で色々唱えられているのも軍人のことが一番多く、それでイギリスの例等を解釈して、同時にそのように定めた。」

### (2) 貴族院 相続税法案外一件委員会 第2回

明治37年12月26日（速記録367ページより）

〔谷干城<sup>たにかんじょう</sup>：非戦論の立場から、国不相応の資金調達に反対する〕

- **子爵谷干城委員**「私は、とても苦しい立場に立っている。私が仰々<sup>ぎょうぎょう</sup>しく意見を申し上げて反対した理由は、私一個人としての考えとは、もうこの度の戦争は、国不相応の金を必要とし、それで経済の点からして支出することは難しい、出来ないというので、実は昨年比やかましくなった時分からして、非常に反対した。

<sup>②</sup> 軍人軍属ノ戦死又ハ戦争ノ為受ケタル傷病疾病ニ起因シタルトキハ相続税ヲ課セス但シ傷病者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ発病後一年ヲ経過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス。

反対をしたとって、どのような反対をしたかという、議会も無いから、そういう反対の起こらない中に反対のしようも無いが、新聞や雑誌に自分の意見を漏らして、この戦争を始めたら中々難しいから、どうか考えてやらなければならない、と社会に漏らした。

そのために、遂に私は、『露探だ、腰抜けた』といわれ、警視庁から注意を受けたこともある。できることなら、何とか開戦を止めたいと考えたが、奈何せん、本年2月6日に開戦となった。

私は非戦論者だが、やり掛かったらしょうがない、兵隊が飢えないようにしなければならない、軍人の艱苦<sup>かんく</sup>を考えれば、僅<sup>わず</sup>かな相続税法案の修正のために、衆議院と衝突するのは遺憾だ。今日、大兵を動かすためには、予算を300万や400万値切することは、すべきでは無い。」

〔非常特別税から永久税への昇格一数十日の慎重な審査が必要〕

- ・伯爵正親町実正委員「私は、一條を加えたい。」
- ・伯爵正親町実正委員「この法案を提出する必要は、何に起因するかという、臨時事件に依る経費の増加に伴った財源補填の一つ。財源補填の必要から生じたものなら、やはり非常特別税と同一の趣旨で出来たものに違いない。

しかし案そのものは、非常特別税を越えて、永久税の形になって加えられている。このまま通過すれば、永久税になる。そもそも相続税は、我国では初めて出た法案で、今日までは何の実験も経験も無く、実に新規の法案。

この法案を見ると、内容に依っては、随分我国の制度習慣等にも関係する案で、唯<sup>ただ</sup>塩の専売とか麦酒税法だとかいう様な単純な法案とは、大分異なる。

故に、相続税を永久的に実行することになると、よほど慎重に審査を加えなければならない。これを修正しようとするれば、数十日を費やさなければならない。

しかし、この法案の精神は財源補填であり、この法案の決定が遅れば、それだけ、非常特別税の全体の上にも影響を及ぼす。僅<sup>わず</sup>か一法案のために、今日千古未曾有<sup>こんにちぜんこ</sup>の戦局に対する軍費の決定に遅延を来たすのは、誠に甚<sup>はなは</sup>だ好ましくない。修正には日数が掛かり、軍費としては、一日でも速い決定が望まれる。

故に私は、附則の終わりに一條、「本法の施行は、非常特別税法施行中に限るものとす。」の一項を加えたい。」

このような議論を経て、相続税法案は全て可決された。附則についても、一條加える修正案が可決された。

### 3. 非常特別税の増税内容：「第一次」,「第二次」(参考資料)

日露戦争期間：1904年(明治37年)2月8日－1905年(明治38年)9月5日)

〔第一次非常特別税〕

明治37年4月から実施された。内容は、地租、営業税、所得税、酒税、砂糖消費税、醤油税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税、各種の輸入税の増徴、民事訴訟用印紙の増貼<sup>ぞうてん</sup>、毛織物消費税及び石油消費税の新設、煙草の製造専売の開始等であった<sup>1)</sup>。

〔第二次非常特別税〕

明治38年1月より実施された。内容は、地租、所得税、営業税、酒税、砂糖消費税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税、売薬営業税、印紙税及び各種の輸入税の増徴、小切手の印紙税、砂金採取地租、通行税、毛織物以外の織物消費税、繭、米及び籾輸入税の新設、行政訴訟の書類への印紙の貼用実施がその内容であるが、同時に非常時財源として充用すると共に、恒久的制度として、相続税の創設及び塩専売の開始が行われた。以上による増収は、**明治38年度約7,400万円**と見積もられた<sup>ii)</sup>。

戦中の特別税法によって創設或いは倍加された租税の類は、当初当分の間という約束だったが、税法整理案審査会が出来、その案に従い明治41年42年に税制整理が行われ、非常特別税が永久化されることとなった。財政収入も**明治36年度の2億2,400万円**から**明治39年度の4億4,400万円**、**明治42年度の4億8,300万円**に増加した<sup>iii)</sup>。

鈴木教授は、次のように指摘している。「そもそも日露戦争中の大增税は元々急ごしらえの増税であり、戦後の変化した諸条件、特に1907年（明治40年）の恐慌とそれ以後の経済については、当然改訂すべきものだった。しかし、平和回復の後でも政府の経費は容易に縮減され得ない状態であった為、どのように税制整理を行おうとも、減税的整理の幅は極端に限られたものであった。本来1906年12月、非常特別税法が廃止されるべき期限で、同法はその立法の趣旨からいっても当然廃止されなければならなかった。しかし、経費の膨張を前にして、政府はそれをしなかった。1906年3月、政府はこの法律を改正し、非常特別税を戦時臨機の税から恒久的な税にしてしまった<sup>iv)</sup>。」

### 第3章 国会審議過程のまとめ

本資料は論文ではないので、国会審議資料の見方を指摘するに留める。

今後、国会審議資料をより詳細に検討するに当たって役立つ視点を箇条書きにする。

今回は、総論的な大きな論点についての考え方を示す。

個別の問題については、要点だけを示すに留めたい。

#### 第1節 総論についての考え方

##### 1. 明治政府の相続税導入による、将来の財政健全化を維持する努力

###### — 「国家100年の大計」にふさわしい恒久税（永久税）の導入—

筆者が日露戦争期の相続税導入に注目した最大の理由は、明治政府の財政健全化の努力にある。日露戦争という国家危急の事態でも、財政健全化策を貫いたことにある。

上述のように、貴族院の審議では、政府委員の**大蔵省主税局長若槻禮次郎**は、相続税を永久税にすべきであると主張している。「将来相当の収入を必要とするから、相続税は、将来の財源として残しておかなければならない」

また上述のように、**若槻禮次郎**は、戦時とそれ以後の相続に対する課税の取り扱いの平等の観点からも、永久税とすべきことを主張している。「相続税のような税は、性質として、<sup>ただいっとき</sup>唯一時施行するということになると、その間に相続を開始した者は多くの負担をし、相続を開始しない者は少しも税を負担しない、という不公平が起こる。」

この主張が反対なく受け入れられて、相続税はこれ以降110年以上存続する恒久税になった。日露戦争中に永久税の方針が合意されたことは、財政健全化に向けた不断の努力という観点から、最も注目すべきことである。

##### 2. 相続税導入に対する反対が少なかった

本研究の関心事は、日本の相続税は強い反対なしに受け入れられたのかという点である。日露戦争の最中であっても、当時の基幹税目の導入が容易に為されたのかという点である。この点については、それほど大きな反対なしに受け入れられたという印象を持つ。従来の家族制度を重んじる貴族院の側からの問題提起が予想されたが、それほど激しい批判はなかった。

反対が少なかった理由の一つは、我国にも相続税導入の時期が熟してきたからであろう。明治期の近代化による所得上昇に応じた財産の蓄積を踏まえて、課税客体が増大したからである。イギリス等の欧米諸国の事例に学んで、資産家の所有財産に課税したことは、社会経済の発展に応じて、自然な流れだったと思われる。

上述の国会審議過程を見ると、政府はイギリスの相続税から多くを学んでいる。贈与財産の相続税課税時の脱漏防止、被相続人との親疎の関係による税率格差の設定、軍人軍属に対する課税の軽減等の点で、イギリスの実施例から多くを学んでいる。

それほど国会審議では議論にならなかったが、死後の財産の公平な分配による資産格差の是正等の視点も、新聞等の主要メディアで取り上げられたであろう。

### 3. 「不労所得課税」を肯定する意見

明治期の日本のような勤勉な産業社会では、相続によって偶発的に取得した不労所得に対する課税の強化は、受容される素地があった。

**貴族院 相続税法案外一件委員会 第1回** では、不労所得課税の強化が主張されている。「ヨーロッパでの立法の論拠はというと、相続に依って財産を得るというのは、相続という偶然の事実によって、相続人が労力を加えずして財産を得るのだから、不労所得に対して相当の課税をするのは至当だという論拠で、多くは出来ている。」と説明されている。

### 4. 経済社会の成熟が相続税導入をもたらした

従来の研究では、日露戦争財源の調達のために、緊急に国民の同意を得て相続税を導入したという意見が体勢を占めてきた。国民は、平時では受け入れがたい租税を戦争のために重税負担を容認したという考え方である。

しかし、相続税導入の準備段階における国会での審議過程をみると、相続税の導入に対する反対意見が少ない。これは、日本社会に相続税に対する受け入れ準備が整っていたと見るべきである。

明治末期には、日本の社会経済の発展に伴って、相続税の課税対象となる個人資産が増大してきた。この資産に対して資産家が死亡する際に課税することは、理解を得られやすい課題であった。日本のような極めて労働意欲が高く勤勉な社会では、親などから継承した巨額な資産に課税することは、国民が受け入れやすい課題であった。

### 5. 臨時税から恒久税へ：戦費を外国債で調達したことで、長期返済が必要になった

相続税は、明治38年1月より実施された。明治38年の相続税導入は、日露戦費調達のための「第二次非常時特別税」の目玉として、一時的な臨時税として導入された。しかしその後の予算編成では、容易に恒久税として徴収されることになった。

導入当初の相続税は、時限立法とする意図があった。時限立法の場合、「非常特別税法」の施行中に限って適応されることになる。「非常時特別税」とは、時限立法を意味する。

しかしその後、日露戦争の長期化に伴って、戦費は拡大の一途をたどった。非常特別税法の適用時期は、1906年の12月（廃止期限）までとされた。しかし、日露戦争の経費が膨張したので、政府は非常特別税法を廃止しなかった<sup>(3)</sup>。

その理由は、日露戦争を遂行するための財源が、国家予算の数倍の巨額な外国債でまかなわれたからである。その長期にわたる返済財源は、当時の基幹税目と位置づけられる相続税の税収にも頼る必要があったからである。

**貴族院 相続税法案外一件委員会 第1回**では、**政府委員若槻禮次郎**が、恒久税化を主張している。日露戦争の時だけ相続税を徴収するのは、課税の公平に反するという意見である。

「臨時事件で金を必要とする故に、租税を取る必要から起こったものだが、それなら、今日の戦争が済んだら、直ぐにこの税法をやめるという訳ではない。…相続税のような税は、性質として、ただいっとき唯一時施行するということになると、その間に相続を開始した者は多くの負担をし、相続を開始しない者は少しも税を負担しない、という不公平が起こる。もし、相続課税が一時のものだとすると、死亡のような自然の結果に伴うものはしばらく暫く措いて、自然の結果に依るのではない相続は、先ず、相続の開始を避けて相続税を免れる、ということが起きる。…だから、相続税そのものが、一時の施行は許されないから、永遠に施行されるべき法律としてある。この法律を提出する必要が起こったのは、目下の戦争のために、軍費を供給しなければならない所から来たが、尚この法律をいつまでも残しておこうという理由は、将来相当の収入を必要とするから、相続税は、将来の財源として残しておかなければならないから。」

**貴族院 第一会議 続**でも、同様の議論がなされている。当面の日露戦争という危急の時期には、とりあえず**非常時特別税**として成立させる。その後平和の時代になったら、落ち着いて永久税（恒久税）として持続させればいいと主張している。

**伯爵正親町実正副委員長**「一時この法案は、**非常特別税**のような一時の法案の如くに見えるが、戦局治った後に適当な法案が出れば、やはり事実は**永久継続**するものとなる、それで必ずしも我々委員も、この相続税法は、絶対的に**非常特別税**の性質にならなければならない、とは意味していない。…この法案は、性質上**永久税**としてよろ宜しいかもしれないが、何分この法案は、始めて我国に実施される法案でもあり、また誠にこの法案は、我国の制度習慣にも関係する法案だから、永久に行う以上には、よほど熟考を必要とする意味から、修正を加えた。…しかし、この軍国の際に、多くの時間を費やしている訳には行かないから、**先ず一時非常特別税として通過**させて、戦局の治った後に、完全な法案にして出したい、という考えから、附則中へ一條を入れた。」

<sup>(3)</sup> 鈴木武雄教授の引用参照。



## 第2節 個別問題についての考え方

### 1. 遺産相続よりも家督相続への課税を軽減すべしとする意見

国会審議の過程を見ると、家督相続に対する課税の軽減を主張する意見は多く出されたが、非課税にすべしという意見はあまり聞かれない。その理由は、不労所得課税を正当化する風潮が強かったからであろう。

明治憲法や民法では、長子相続を尊重した。先祖代々受け継がれてきた家族制度や何代も続く生業の維持継承のためには、相続税によって財産を没収しない方が望ましい。

この点については、家督相続の課税に税率を軽減することによって、社会の批判を緩和したものとと思われる。

**衆議院 相続税法案外一件委員会 第2回** では、「家督相続は親を扶養する義務があるのだから課税を軽減すべし」という意見が出された。

同様に、家督相続に対する課税を軽減するために、課税最低限を引き上げて税率を引き下げるべきだとする意見が出された。

**貴族院 相続税法案外一件委員会 第1回** では、血族関係の親疎の別による税率格差について論じている。「第8條で、家督相続に相続人と被相続人との血族関係に依って、税率が違っている。もし、家督相続人であって家の財産を相続し、また同時に家名を相続した以上は、相続人と被相続人の血族関係に依って、等差を設けるということは、日本の家を重んずるということに対して、背くのではないか？やはり、西洋の相続税法の立法の理由を、多少御解釈になったのか？」とある。

**衆議院 相続税法案外一件委員会 第2回** では、家督相続への課税軽減の主張が出されて、この点が議論されている。家督相続を受けた長子等は家族の扶養義務があるのだから、課税軽減をすべきことが、強調されている。

(大蔵省主税局長若槻礼次郎の意見)

・**政府委員若槻禮次郎**「家督相続人について相続したものは、**家族を扶養する義務**があるのは無論だが、1,000円の財産を相続したものは、この税率でいくと、どの位になるかという、嫡出子は12円納める。

1,000円の財産を継いだ人が、12円の税金を納める位では、**家族の扶養の義務**を負っているにも拘らず、えらい税を取られるというほど、激しいことではなかろうという、つまり程度の問題。」

### 2. 戦費調達のための膨大な公債発行の返済財源としての位置づけ

相続税は、明治37年2月に開始された日露戦争〔明治37年2月～明治38年9月〕の財源として、導入された。しかし明治38年9月に日露戦争が終結した後も、相続税はその後平成28年の今日に

至るまで、延々110年以上も存続することになった。

その理由の一つは、日露戦費を外債発行で調達したため、その返済に長年を要したからである。

相続税の税収は、最終的に長年にわたる公債の元利払いに充当された。政府は、日露戦争を遂行するための財源が乏しかったため、アメリカのユダヤ人資本化等引き受けてもらった外国債の調達によって、戦費をまかなった。その元利払いの負担は、日露戦争終結後も長年にわたって続くことになった。そのため、戦争公債の利払いの財源として、長期的な増税が必要となった。相続税は、当時の基幹税目として、その中心的な役割を担った。

日露戦費のうち、相続税の税収によって、毎年いくら負担したのかが、問題である。この戦費の債務負担は、戦後のインフレ率の上昇で緩和されたことが、推定される。毎年の返済額がいくらで、いつまで返済したかについては、新たな研究課題である。

### 3. 外国の先進事例の紹介について

明治期以来、我国の法制度改革には、外国の制度に倣うことが常であった。特に、イギリス、ドイツ、フランス等の先進事例に習うことが多かった。相続税についても、例外ではないはずである。それを資料的に付き止めることは、この分野の研究を前進させることに通じる。

税率の高さの基準について、どこの国のものを参考にしたのか、との問いが、桑田熊蔵貴族院議員、阿部徳三郎衆議院議員らから提起された。我が国にとっては初めての税制であり、課税概念から始まって、もちろん税率に至るまで、全く馴染みのないものであった。大蔵省主税局長**若槻禮次郎**の答弁によれば、イギリスの税率をモデルにしたことがうかがえる。

筆者は今回の科研費研究において、国会図書館の議会資料室において、研究員の協力も得て、欧米先進国の事例を学んでまとめた資料に迫ることができた。

## あとがき—平成23～27年 科研費等による資料収集の経緯—

今回の資料研究は、上述したように、文部科学省の科学研究費に基づく。本研究は、平成24～27年の文部科学省科学研究費『日露戦争財源としての相続税成立史』に基づく。

今回の科研費研究に際して収集した資料は、平成24～27年の科研費研究期間に、すべて私が一人で収集したものである。国立国会図書館の新館3階にある議会資料室では、専門職員の方が、資料所在について、丁寧に調査して教えてくれた。

本論文における書物や資料の評価や論評は、すべて筆者の独創的な考え方に基づく。結論としての日露戦争後の財政健全化を目指した相続税創設の役割については、私のごく最近の着想に基づく。

「日露戦争と相続税」を研究するための基本資料については、現在ではその大半が、ネットで閲覧できる。歴史的な文献の大半は国立国会図書館のデジタルコレクションに掲載されている。書物や資料の刊行年度や出版社等については、そこで確認している。

※ 本論文で取り扱った基本資料の一部は、1999年4月～2001年3月を中心とした時期に、事前に収集されていた。明治期の帝国議会の衆議院、貴族院の審議資料がその中心である。両者とも、本会議と委員会の議事録を使用している。

この時期には、静岡大学の大学院経済学研究科に鎌倉恵理子氏が在籍していた。そこで、私の過去の歴史研究の方法論を指導した。修士論文指導のために必要な資料について、私の持つ資料情報を提供した。帝国議会の国会審議資料については、同大学院生が収集して、主要箇所を抽出してくれた。それについて、改めて謝意を表しておきたい。

今回の資料集のまとめには、その資料を活用した。帝国議会における各所での議論のテーマを〔 〕カッコをつけて分類した。

最終章での国会審議過程についての論評や評価は、筆者の独創的な見解に基づく。特に、明治末期の相続税創設の必然性については、今回初めて発表する筆者の現段階での独創的な見解である。

同大学院生は、私が後年に利用できるように、大部の帝国議会の両院の審議資料を収集、提供してくれた。しかし、今回の資料発表では、時間の制約で活用できなかった。その利用については、一応今後の本格的な論文執筆時の課題としておきたい。

本資料の執筆内容についての責任は、すべて筆者（櫻井）に帰するものである。

〔平成23～27年度の科研費調査研究でお世話になった資料室等〕

- 国立国会図書館 特に新館3階の「議会資料室」
- 国立公文書館
- 国税庁 租税史料館
- 公益財団法人 租税資料館
- 外務省 外交資料室
- 防衛庁 防衛資料室
- 東京都 千代田区立 日比谷図書館等
- その他, 東京都, 埼玉県地域の図書館

---

i) 井出, 前掲書(注10), 26—27ページ.

ii) 井出, 前掲書(注10), 28ページ.

iii) 大内, 前掲書(注12), 109ページ.

iv) 鈴木武雄, 前掲書(注8), 115ページ.